

武豊町公共工事等に係る前金払取扱要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び武豊町財務規則（昭和61年武豊町規則第11号）第74条の2の規定に基づく前金払に関する事務の取扱いについて定めるものとする。

第2章 前金払

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する土木建築に関する工事及び測量とする。

(前金払の率等)

第3条 前金払の率は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。

- (1) 土木建築に関する工事（次号に掲げるものを除く。）契約金額の4割以内
- (2) 土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造（以下「設計等」という。）契約金額の3割以内
- (3) 測量 契約金額の3割以内

(前金払の制限)

第4条 第2条により前金払の対象とされる土木建築に関する工事又は測量のうち、次の各号のいずれかに該当する場合には、原則として前金払をしないものとする。

- (1) 工期が90日未満の設計等又は工期が60日未満の測量
- (2) 予定価格が500万円未満の土木建築に関する工事、設計等又は予定価格が200万円未満の測量

2 前項に定める場合のほか、予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるとき又は前金払の必要がないと認めるときは、前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

(前金払の端数整理)

第5条 契約金額に第3条の率を乗じて求めた前払金額に1万円未満の端数があると

きは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(2年度以上にわたる契約における前金払)

第6条 継続費に係る2年度以上にわたる契約における前金払は、当該契約に基づく

各会計年度の年割額に応じた、出来高予定額に対し行うものとする。

- 2 繰越明許費に係る翌年度にわたる契約における前金払は、契約締結会計年度に契約金額の総額に対して行うことができるものとする。
- 3 債務負担行為に係る2年度以上にわたる契約における前金払は、当該契約に基づく各会計年度ごとの債務負担行為の年割額に応じた、出来高予定額に対して行うものとする。
- 4 第1項及び第3項の場合における2年度以降の前払金については、前年度までの出来高予定額が達成されていることを確認した後に行うものとする。

(前金払の明示)

第7条 前払金の対象とされる土木建築に関する工事又は測量及び前金払の率等については、入札条件又は見積条件として、あらかじめ入札参加者に対しこれを明示するものとする。

(前払金の請求)

第8条 前払金を受けようとする者は、請負契約締結後速やかに法第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と法第2条第5項に規定する保証契約を締結した保証証書及び請求書等関係書類を町長に提出するものとする。

(前払金の支払)

第9条 前払金は前条の規定により請求を受理した日から14日以内に支払うものとする。

(契約代金の変更に伴う前払金の増減)

第10条 工事内容の変更その他の理由により契約代金を変更した場合であっても、前払金の増額又は減額は行わないものとする。ただし契約代金を減額した場合において支払済みの前払金が減額後の契約代金の10分の5を超えているときは、その超過額を返還させることができる。

(前金払をしたときの部分払)

第11条 前金払をしたときにおける部分払の額は、部分払をしようとする額から前払金の額に出来形の割合を乗じて得た額を差し引いた以内の額とする。

(前払金の返還)

第12条 前払金の支払を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、前払金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 前払金を当該工事以外の目的に使用した場合
- (2) 法第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社との間の保証契約が解除された場合
- (3) 当町との契約が解除された場合

(その他)

第13条 前金払の率その他前金払に必要な事項は、契約のつど定めるものとする。

第3章 中間前金払

(中間前金払の対象)

第14条 中間前金払の対象は、本要綱に基づき前金払を行った土木建築に関する工事（設計等を除く。）のうち、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 契約締結前に、中間前金払と部分払の選択について（様式第1号）を提出していること。
- (2) 工期の2分の1を経過していること。
- (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 前項の各号に掲げる要件については、請負者が第17条第1項の規定に基づく書類の提出をした時点（以下、「認定請求時」という。）の工期及び契約金額を基準とするものとする。

(中間前金払の率)

第15条 中間前金払の率は、認定請求時における契約金額の2割以内とする。ただし、前金払と中間前金払の合計額は、認定請求時における契約金額の6割以内とする。

(債務負担行為に基づく2年度以上にわたる契約における中間前金払)

第16条 債務負担行為に基づく2年度以上にわたる契約における中間前金払は、当該契約に基づく各年度ごとの債務負担行為の年割額に応ずる出来高予定額に対してすることができる。

2 前項の規定に基づく各年度ごとの中間前金払をすることができる要件は、第14条中「工期」とあるのは「当該年度の工期」と、「当該工事」とあるのは「当該年度の工事」と、「契約金額」とあるのは「当該年度における年割額」と読み替えて、第14条の規定を準用するものとする。

3 第1項の規定に基づき中間前金払を行った工事について、各年度末の出来高に対する部分払を行うことができる。

(中間前金払の請求等)

第17条 請負者は、中間前金払を請求しようとする場合、工事担当課に対して、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 認定請求書（様式第2号）
- (2) 工事履行報告書（様式第3号）

2 工事担当課は、請負者から前項の規定に基づく書類の提出があったときは、第14条第1項各号（第16条第2項において準用する場合を含む。）の要件を満たしていることの確認を行うものとする。

3 前項の規定に基づく工事の進捗の確認は、工事履行報告書をもって行うものとし、

必要に応じて請負者に対して資料の提出等を求めることができる。

- 4 工事担当課は、第2項の規定に基づく確認を行ったときは、請負者が中間前金払を請求する要件を具備していることを認定するか否かについて、認定調書（様式第4号）を請負者へ交付するものとする。
- 5 前項の規定に基づく認定調書の交付により認定を受けた請負者は、認定調書に保証事業会社の保証証書を添えて、中間前金払の請求をすることができる。
- 6 第14条第1項(1)でどちらかを選択した場合であっても、選択項目の支払いが行われる前であれば中間前金払・部分払の変更申請書（様式第5号）を提出すれば変更することが出来るものとする。ただし、変更は1回のみ可能とする。

（前金払に関する規定の準用）

第18条 第12条及び第13条の規定は、中間前金払を行う場合にこれを準用する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

武豊町長

住所
受注者
氏名

中間前金払と部分払の選択について

下記の工事については、

中 間 前 金 払
部 分 払

 を選択します。

記

1 工 事 名

2 請負代金額 円

3 契約年月日 年 月 日

4 工 期 年 月 日から
年 月 日まで

- 注) 1 契約締結前に中間前金払か部分払かどちらか一方を選択してください。
2 契約締結後に当初の選択を変更(1回のみ)することは可能です。ただし、既に中間前金払又は部分払を行った後の変更はできません。

様式第2号

認 定 請 求 書

年 月 日

武豊町長

住所
受注者
氏名

下記の工事について中間前金払の条件を満たしていることを認定されたく請求いたします。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	金 円
摘 要	

工事履行報告書

工事名					
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
月別	提出者名 提出年月日	予定工程 % ()は工程変更後	実施工程 %	備考	監督職員名 確認年月日
年 月	年 月 日	()			年 月 日
月	年 月 日	()			年 月 日
月	年 月 日	()			年 月 日
月	年 月 日	()			年 月 日
月	年 月 日	()			年 月 日
月	年 月 日	()			年 月 日
月	年 月 日	()			年 月 日
月	年 月 日	()			年 月 日
月	年 月 日	()			年 月 日
月	年 月 日	()			年 月 日
月	年 月 日	()			年 月 日
月	年 月 日	()			年 月 日
(記載欄)					

- (注) 1 報告は、月報を標準とし、翌月5日までに提出すること。
 2 予定工程は、初回報告時に完成までの予定出来高累計を記入する。
 3 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入する。

認 定 調 書

年 月 日

様

武豊町長 ○ ○ ○ ○

下記の工事について進捗率を調査したところ、中間前金払を支払うことができる条件を満たしているので認定いたします。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	金 円
摘 要	

様式第5号

中間前金払・部分払の変更申請書

年 月 日

武豊町長

住所
受注者
氏名

下記の工事について（ 中間前金払 ・ 部分払 ）の変更を申請します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	金 円
摘 要 該当項目に○をつけてください	1 中間前金払から部分払に変更します。 2 部分払から中間前金払に変更します。